

ケアプランの軽微な変更について

由布市高齢者支援課

(令和4年7月)

1. 軽微な変更についての考え方について

軽微な変更は、変更する内容がケアマネジメント一連の業務を行う必要性が高いかどうかを利用者の状況等を考慮し、個別に検討した上で軽微か否かを判断すべきものです。

基本的な考え方として、利用者の状況に変化がないことが前提で、「援助の方針・方向性が変更にならない程度のもの」であるとしており、国が例示する9項目（※）について、軽微な変更該当する事例としてお示しします。

※「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」（令和3年3月31日老介発0331第1号・老高発0331第2号・老認発0331第3号・老老発0331第2号）

○この考え方は、あくまで「軽微な変更該当する場合がある」という取扱いであり、例示する9項目がすべての事例に無条件に該当するわけではないということに十分注意をして取扱いを行ってください。

○軽微な変更該当する事例であったとしても必ずしも、適応させなければならないものではありません。軽微な変更を適用したことで、利用者の負担増や事故等につながらないように判断には十分注意してください。

○軽微な変更を適用した場合でも、サービス事業所の担当者や各関係機関との情報共有を行ってください。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、利用者の福祉のために努めてください。（この場合は、全事業所を招集する必要はありません。照会等の方法により意見を求めることもできます。）

○軽微な変更の適用にあたって判断がつかない場合には、個別に判断しますので保険者までご相談ください。

2. 軽微な変更該当する事例について(サービス計画書)

	内容	厚生労働省の見解	軽微な変更該当する事例
1	サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容の変更もない場合で、利用者や家族の都合により、単に曜日、日付、サービス時間帯を変更する場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・サービス提供時間の増減の場合 ・他の介護サービス等の調整が必要な場合 ・事業所側の都合による変更の場合
2	サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	単一のサービス種別において何らかの理由で週1回の回数の増減の場合。ただし、複数のサービス種別において回数の増減がある場合は、軽微な変更には当たらない。 (例)週2回の通所介護を特定の週のみ週3回に変更する場合 ※利用回数の増減による利用者へ与える影響等については、十分な情報の共有(サービス担当者会議等での共通理解)に務めること。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・利用者の心身の状態や環境などの変化があり、回数を変更する場合 ・他の介護サービス等の調整が必要な場合 ・従業者の体調不良等の突発的な理由以外の事業所側の都合による変更の場合
3	利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	利用者の生活状況、環境面に変化がない場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・由布市と他市町村との間で住民登録の異動があった場合(保険者が変更となる)
4	事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	運営法人や従業者に変更がなく、単に事業所の名称が変わる場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・事業譲渡などにより運営法人が変更になり名称が変更となる場合 ※居宅介護支援事業所自身、それ以外の事業所どちらの場合も適用
5	目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容の変更もない場合に、短期目標の期間を延長する場合。 なお、長期目標については、長期間の漫然とした支援が行われることを防ぎ、計画的に支援・評価を行う必要があるため該当しない。また、介護予防サービス計画は短期目標がないため該当しない。
6	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合。(軽微な変更該当する例) 車いすを同じ機能の新しいモデルに変更し、単位数が変更になる場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・福祉用具が不必要になって返却する場合 ・同一種目でも機能が変更となる場合 ・同一種目の貸与数が増減する場合 ・付属品が増減する場合
7	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	・サービス事業所の休止・廃止等、事業所都合によりサービス事業所を変更する場合。 ・同一法人の事業所が合併し、利用者へ直接サービス提供を行う従業員等に変更がない場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・運営法人が変わる場合

8	目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	同一サービス種別において目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合、居宅サービス計画に位置付けていた訪問看護が急遽介護保険から同一事業所の医療保険に変更となる場合やインフォーマルサービスのみの増減の場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・利用者の心身の状態や環境等の変化があり、サービス内容を変更する場合 ・他の介護サービス等の調整が必要な場合
9	担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者との面識を有していること。)のような場合には「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更の場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者との面識を有していない場合

軽微な変更の適用にあたっては、軽微な変更の趣旨を理解した上で行うこととし、軽微な変更に該当するか判断がつかない場合には、保険者までご相談ください。

軽微な変更と判断した場合の事務処理手順

- ①軽微な変更とした理由、変更する日付と内容、利用者から同意を受けた日付、確認方法(電話や訪問等)を第5表居宅介護支援経過に記載する。
- ②ケアプランの変更した箇所を、見え消しで修正する。 ※第1表～第3表の差し替え不可
- ③サービス事業所の担当者との情報共有に努める。

3. 軽微な変更該当する事例について(介護予防サービス・支援計画)

	内容	厚生労働省の見解	軽微な変更該当する事例
1	サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	
2	サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	
3	利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	
4	事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	運営法人や従業者に変更がなく、単に事業所の名称が変わる場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・事業譲渡などにより運営法人が変更になり名称が変更となる場合 ※居宅介護支援事業所自身、それ以外の事業所どちらの場合も適用
5	目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	
6	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合。(軽微な変更該当する例) 車いすを同じ機能の新しいモデルに変更し、単位数が変更になる場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・福祉用具が不必要になって返却する場合 ・同一種目でも機能が変更となる場合 ・同一種目の貸与数が増減する場合 ・付属品が増減する場合
7	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があると考えられる。	・サービス事業所の休止・廃止等、事業所都合によりサービス事業所を変更する場合。 ・同一法人の事業所が合併し、利用者へ直接サービス提供を行う従業員等に変更がない場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・運営法人が変わる場合

8	目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	/
9	担当介護支援専門員の変更	契約している介護予防支援事業所及び、居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者との面識を有していること。)のような場合には「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	契約している介護予防支援事業所及び、居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更の場合。 ただし、下記の場合は該当しない。 ・新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者との面識を有していない場合

※項目1, 2, 3, 5, 8については介護予防サービス・支援計画に記載する項目がないため、斜線にしています。

軽微な変更の適用にあたっては、軽微な変更の趣旨を理解した上で行うこととし、軽微な変更に該当するか判断がつかない場合には、保険者までご相談ください。

軽微な変更該当すると判断した場合の事務処理手順

- ①軽微な変更とした理由、変更する日付と内容、利用者から同意を受けた日付、確認方法(電話や訪問等)を介護予防サービス・支援経過に記載する。
- ②ケアプランの変更した箇所を、見え消しで修正する。介護予防サービス・支援計画表の差し替え不要。
- ③サービス事業所の担当者との情報共有に努める。

4.軽微な変更に関するQ&A

質問		回答	参考項目
1	家族や本人の都合で利用日の変更や利用時間の変更の場合。	利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容に変更がない場合であれば軽微な変更該当する。ただし、他の介護サービスに影響がない場合とする。	1
2	本人の体調の変化により状態が回復傾向にあり、利用中の通所介護を週1回から週2回に増やす場合。	利用者の心身に変化がみられるため、状態に合わせたサービス計画を検討する必要があるため、軽微な変更該当しない。	2
3	介護サービス等の利用回数について、どの程度の利用日数の増減であれば軽微な変更となるのか。	介護サービス等について週1回の増減については軽微な変更該当する。ただし、2種以上の介護サービスの日数の変更は軽微な変更当たらない。	2
4	短期間(1～2か月)一時休止していたサービス事業所を再度利用開始した場合。	事業所が休止になった際に、サービス種別をケアプランから削除している場合は担当者会議を行い検討を行う必要がある。ただし、他の事業所に同じサービス種別の変更をし、再度、再開した事業所に戻る場合は軽微な変更該当する。	2・7
5	利用していたサービス種別が少なくなる場合。	新たに作成した居宅サービス計画書の原案について専門的な見地に基づく意見を聴取するためにサービス担当者会議を開催する必要がある。そのため、軽微な変更該当しない。	2
6	利用者が住民票を他市に置いたまま、由布市にてサービスを受けていたが、住民票を由布市に異動することになった。住民票の異動だけで、利用者の住所などは変わらないが、軽微な変更該当するか？	利用者の保険者変更が発生し、保険者番号および被保険者番号が変更になるため、転入日以降有効な由布市が保険者のケアプランを作成しなければならないため、軽微な変更には該当しない。	3
7	事業所名や従業員に変更はないが、運営法人が変更になった場合。	運営法人が変更になった場合は、軽微な変更にならない。また、運営法人の合併や分割などはあまり想定がないためその都度協議を行いたい。	4, 7
8	介護保険の長期利用者に対して、本人の意思で目標や支援内容の変更希望がないため、同じ目標や支援内容が続く場合。	長期目標は長期間の漠然とした支援を防ぐ必要があるため該当しない。短期目標は利用者の状況に変化がなく、ニーズ、目標、サービス内容の変更もない場合に期間延長を行うことは軽微な変更該当する。	5
9	福祉用具貸与において、同一の種類(歩行器→歩行器など)の変更にあたり、単位数が変わる場合。	機能の変化が伴わない場合であれば、軽微な変更該当する。	6
10	通常の手椅子からリクライニング機能付きの手椅子に変更する場合。	機能の変化を伴う用具の変更はその必要性和目的を検討する必要があるため、軽微な変更には該当しない。	6

4.軽微な変更に関するQ&A

	質問	回答	参考項目
11	福祉用具について、同一種目でかつ、機能の変化を伴わない福祉用具の貸与数の追加。	新型コロナ感染予防であっても、リスクにおけるアセスメントの必要性があるため、貸与数を追加する場合は、その必要性と目的を検討する必要性があるため、軽微な変更には該当しない。	6
12	車いす、特殊寝台をレンタルしている人が追加で付属品をレンタルする場合。	付属品を追加する場合は、その必要性と目的を検討することが必要なため、軽微な変更には該当しない。	6
13	利用者の希望で自費で福祉用具を貸与している。同じものを引き続き介護保険でレンタルする場合。	今まで自費のためサービス担当者会議に福祉用具貸与事業者が未参加であったため軽微な変更には該当しない。	6
14	1つの訪問介護事業所で対応できないため、A事業所で週5回、B事業所で週3回支援を提供している。A事業所でヘルパーが確保できなくなったため、A事業所で週3回、B事業所で週5回支援を提供する場合。	2か所以上の事業所を利用する目的が同じで、事業所の都合によりやむを得ない場合は、週の合計回数が変わらないことを条件に、軽微な変更にて複数の事業所の提供回数を変更してよい。 ただし、できるだけ計画に沿って対応できる事業所の選定に努める必要がある。	7
15	目標が変わらずに居宅サービス計画書・第2表のサービス内容のみを変更する場合。	居宅サービス計画書第2表について、利用者の心身に変化がなく、利用中のサービス種別は変わらず、そのサービス内容が変わるだけで、日数、時間数、加算等に変更がない場合は該当する。 (例えば、デイケアであれば運動、栄養、口腔の分野があるが、同一分野でのサービス提供内容の変更は可とするが、他の分野へのサービス内容の変更等は軽微な変更には該当しない。)	8
16	ケアプランの短期目標は変わらないが、サービス内容のみ途中で追加する場合。	利用者の心身に変化がなく、利用中のサービス種別は変わらず、そのサービス内容が変わるだけで、単位数、単位量、加算等に変更がない場合は軽微な変更には該当する。	8